

茅ヶ崎都市計画事業寒川駅北口地区土地区画整理事業の事業計画（第8回変更）において定める設計の概要を表示する図書の写しを土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告する。

平成29年 8月 1日

寒川町長 木村俊雄

1 縦覧場所 寒川町役場 寒川駅周辺整備事務所  
寒川町宮山165番地

2 縦覧時間 午前8時30分から  
午後5時15分まで（閉庁日は除く）